

## 落札者の方へ（変更契約時の契約保証金及び下請負の取扱いについて）

### 変更契約時の契約保証金の取扱いについて

#### 増額変更時の取り扱い

契約の増額変更を行う場合で、既納の契約保証金等が増額変更後の契約金額の100分の10未満となる場合は、契約保証金等を変更後の契約金額の100分の10以上となるよう増額してください。

#### 工期延長時の取り扱い

契約保証金等が金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による場合は、工期延長に応じた保証期間の延長手続きをしてください。

西日本建設業保証(株)による保証の場合は、工期が変更されたときは保証期間も同様に変更される旨の覚書を交わしているため、変更手続きは要しません。

また、履行保証保険の場合についても、保険期間は工事が完成するまで存するため、変更手続きを行う必要はありません。

#### 【提出書類】

- ・金融機関等の保証の場合：保証期間を延長する旨の「保証書」
- ・公共工事履行保証証券の場合：保証期間を延長する旨の「異動承認書」

### 同じ入札に参加した者同士（いわゆる「相指名業者」）間における下請負について

国等においては、「相指名業者」の下請負について、明確に禁止はしていないものの「望ましくない下請負関係」であるとしています。

合志市においても、相指名業者間における下請関係について、望ましくないものと考えています。

近接または関連する他の工事を相指名業者が既に受注しており、相指名業者が施工することが望ましい場合や、特殊性が高い工事で、相指名業者以外に施工できる業者が市内にいない場合などもあり、一切の相指名業者の下請負を禁止することも適当ではないと考えていますが、原則として、相指名業者を下請負人として選定しないように努めてください。